

「阪神北地域の魅力再発見ツアー」実施業務 委託仕様書

1 業務の名称

「阪神北地域の魅力再発見ツアー」実施業務

2 業務の目的

国内外の多くの人を訪れる2025年大阪・関西万博を機に、兵庫県では、SDGsの視点から、地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただくプログラム「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「FP」）の取組を進めている。

本業務では、阪神北地域に点在するFPをつなぐ体感ツアーの実施により、地域の魅力を地域の人に再発見してもらい、その魅力をSNS等により発信してもらう。また、アンケートの実施と分析を通じて、コンテンツの磨き上げに必要な課題の洗い出しを行い、コンテンツの連携可能性等を検証し、各FPプレーヤーにフィードバックする。これにより、万博が終わった後の賑わいづくり、交流人口増加につなげることを目的とする。

※ひょうごフィールドパビリオンとは：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

3 委託条件

- (1) 本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 契約上限金額は、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (3) 対象経費は業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。
- (4) 業務の実施に必要な経費については委託料の中から支払うこと。
ただし、昼食等の参加者の実費については県と協議の上で決定する。

4 業務の内容

(1) 基本事項

- (ア) 阪神北県民局管内の13のFPを巡るツアーを企画のうえ実施すること。なお、企画にあたっては、地域の人に訴求する魅力的なプログラム案とする。
- (イ) 各回ともに昼食を組み込むこと。併せて旅の楽しみを補完するコンテンツを追加することが望ましい。
- (ウ) 今後の磨き上げにつなげるため参加者のアンケート結果等をFPプレーヤーにフィードバックするとともに、参加者のSNS等による情報発信の効果検証を行うこと。

(2) ツアーの企画立案

- (ア) 対象者：阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）に在住、通勤・通学する者とし、特に地元の学生にも参加してもらえるよう企画すること。ただし、その他の者であっても、阪神北地域のFPに関心のある者であれば参加可能とする。なお、参加者はツアー終了後、アンケートへ回答するとともに、SNS等で情報発信することを条件に募集する。
- (イ) 実施回数：日帰りツアーを3回程度実施

(ウ) 参加人数：各回 20 名程度 ※全体で 60 名程度参加とすること

(エ) 実施時期：令和 6 年 11 月～ 12 月中旬の土日祝を基本とする

(オ) 参加料等：昼食等の実費費用については参加者の負担とする

※ 必要に応じて、各ツアーには県職員等が同行する

※ 同行する県職員等の体験等にかかる予約などは受託者で手配する

(ただし、その際の経費については直接の委託料に含めない)

(3) ツアーの運營業務（F P プレーヤーが実施するプログラムを除く）

(ア) ツアーへの同行、参加者の引率・安全確保

(イ) 県が設置するプロジェクトチーム（ツアー企画、成果検証等）への出席（2 回程度）

(ウ) F P プレーヤーへの事前説明、調整等

(エ) 参加者の募集、受付、決定、通知

(オ) 業務実施にあたっての各種問い合わせ事務局の設置・運営

(カ) ツアーの運営に必要なスタッフの手配・管理

(キ) ツアーの交通手段の確保・調整（(例) 貸し切りバス等）

(ク) 傷害保険等の必要な保険への加入

(4) 広報関係業務

(ア) 参加者募集にあたってのチラシの制作（デザイン費含む）・印刷（5 千部）

※チラシの配布については県で実施する

※チラシの電子データを県へ納品する

(イ) 効果的な参加者募集方法の提案

(ウ) プログラム体験中の様子を写真・動画で撮影（記録）

※県が適宜、広報物として使用することがある

(5) 効果検証業務

(ア) 参加者へのアンケート内容・手法の提案と実施

※アンケート内容は事前に県と協議すること

(イ) アンケート結果の集計・分析、F P プレーヤーへの結果の提供

(ウ) 参加者の SNS 等による情報発信の効果検証

※ なお、上記（1）～（5）以外で、事業者として独自に提案する事項があれば提案すること

(例) 効果的に情報発信する手法として、地元インフルエンサーのツアー参加 等

(6) 業務報告書の作成

5 著作権

(1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。

(2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本

業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作人格権を行使しないものとする。

6 事業実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルは、受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。この際、事業の目的を達成するため、県の指示により仕様の追加や変更を行うことがある。
- (2) 受託者は、事業の履行にあたり県の指示に従うとともに、県と密に連絡・調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令・規定・基準・指針等については、これを遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、受託者及びツアーに同行する県職員等が写真・動画を撮影するので、予め参加者から承諾を得なければならない。写真・動画は県のウェブサイト、SNS等で国内外のプロモーションに使用する可能性がある。
- (4) 受託者は、データの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性の確保に努めなければならない。
- (5) 受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (7) 受託者はFPプレーヤーと協力して、参加者の安全確保に努めなければならない。
- (8) 受託者は、昼食等の提供にあたっては、飲食物の衛生管理に努めるとともに、事前に参加者へのアレルギー調査を実施しなければならない。
- (9) 再委託
 - (ア) 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - (イ) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下、「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
 - (ウ) 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
 - (エ) 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面による承認を受けなければならない。なお、第4次委託等以降も同様とする。
 - (オ) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。
 - (カ) 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者

の行為について、県に対しすべての責任を負うものとする。

7 その他要件等

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、決定するものとする。